

案件番号	9
除外理由	重機等の駐車場及び資材置場設置のため。(追認)

2 除外要件の検討

(1) 農振法(法第13条第2項)

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	当事業計画者は当該地東側で建設会社を営んでおり、資材置場やバックホ等の駐車場が不足したため、新たな資材置場や駐車場の設置が必要となった。事業地は資材置場や駐車場として過大ではなく妥当な規模である。
	・具体的な計画があり、不要不急でない。	○	
	・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。	○	
2号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	○	該当なし
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	○	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	○	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	○	
3号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	当該農地は他の農振農用地から離れた1筆だけの青地であり、産業団地計画に伴う残地である。除外した場合、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。
	・高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。	○	
	(分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。	○	
4号	○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。(関係機関又は客観的資料で確認)	○	申請地については、今後も担い手への集積の計画はなく、集団化が損なわれるおそれはないことを農業委員会に確認した。
	・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。	○	
	・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。	○	
5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	当該地の雨水等の排水処理は、通常は地下浸透であり、隣接農地の所有者には承諾を得ている。 また豪雨等の場合は、北側に接している既存U字溝排水路へ排水するため、周辺への雨水・土砂等の影響を及ぼすことがない。
	・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。	○	
	・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。	○	
	・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。	○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	○	当該地について、土地改良事業等が実施されているが、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していることを確認した。

案件番号	10
除外理由	植林のため

2 除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	当該地は当初、甘藷や里芋、カボチャなどの作付けを計画していたが、既存の山林に接しており、日照も悪く、鳥獣被害等があり、作物を期待できないため、杉の植林を計画した。また、事前に周辺で代替地を検討したが、いずれも土地も不調に終わった。事業地は植林として過大ではなく妥当な規模である。
	・具体的な計画があり、不要不急でない。	○	
	・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。	○	
2号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	○	該当なし
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	○	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	○	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	○	
3号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	当該地周辺は南東側の一部以外、すべて山林となっている。隣接する農地は1筆のみで、申請地との間には1.2m程の段差があり、かつ2~3mの幅の立木(藪)やタイヤ積み等で分断されていて一体的な利用はできない状態である。 以上により、除外しても農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと判断される。
	・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。	○	
	(分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。	○	
4号	○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。(関係機関又は客観的資料で確認)	○	申請地は鳥獣被害が激しく、営農利用が困難な土地である。今後も担い手への集積の計画は無いことを、農業委員会に確認している。
	・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。	○	
	・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。	○	
5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	申請地周辺に、排水路等の土地改良施設等はない。 雨水等は基本的に地下浸透で処理する。また申請地は全体的に南側が低く緩い傾斜になっており、豪雨の場合は南側に接している道路側溝に流下する計画である。
	・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。	○	
	・農業用排水施設等について、土砂等の流入による排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。	○	
	・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。	○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	○	当該地について、土地改良事業等は実施されていない。

案件番号	11
除外理由	太陽光発電施設設置のため

除外要件の検討

(1) 農振法（法第13条第2項）

	要件等	検討結果	
		○×-	判断理由
1号	○農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難である。	○	申請地は鳥獣被害が多く、数年前から耕作に苦慮しており、今後も耕作継続や維持管理が困難な状況にある。そこで、この先ただ土地を放置しておくより有効に利用するため、農地以外での利用ができるか模索したところ、申請地付近に太陽光発電施設を設置している事業計画者が土地を探していると聞き、土地売却を希望したところ事業計画者と希望が一致したため申請に至った。 事業者は、えびの市内で同等の土地を探したが、設置に適した土地が見つからなかった。 除外後は、電力会社と系統連系契約を交わす予定である。発電設備の出力からみて、その規模は過大でない。
	・具体的な計画があり、不要不急でない。	○	
	・施設の規模やそれに伴う除外面積が過大でない。	○	
2号	○農用地区域内における農業経営基盤強化促進法 に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。	○	該当なし
	・農作物の生産振興や産地形成に支障を及ぼすおそれがない。	○	
	・農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではない。	○	
	・効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集団化に関する目標の達成に支障を及ぼすおそれがない。	○	
3号	○農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない。	○	申請地は一団の農用地の端に位置しており、除外しても農用地の効率的かつ総合的な利用に支障はない。
	・高性能機械による営農や効果的な病虫害防除等に支障が生じるおそれがない。	○	
	・農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じるおそれがない。	○	
	・農用地区域を分断しない。 (分断する場合) 農用地の集団化に支障が生じるおそれがない。	○	
4号	○農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない。 (関係機関又は客観的資料で確認)	○	申請地は鳥獣被害が多く、これまで認定農業者による耕作実績はない。また、今後も担い手への集積計画は無いことを、農業委員会等の関係機関に確認している。
	・経営規模の大幅な縮小により、担い手等が目指す安定的な農業経営に支障がない。	○	
	・担い手が経営する一団の農用地の集団化が損なわれない。	○	

5号	○計画地及び周囲にため池、排水路等の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。	○	<p>太陽光パネルの設置のみであるため、汚水、生活排水は発生しない。土地造成は整地・転圧工のみであり、当該地の雨水等の排泄処理は、現状通りの自然浸透により排水する。余剰雨水発生時は隣接道路の側溝へと自然流下により排水されるため、他の土地へ雨水が流出される懸念はない。</p> <p>なお、ほ場に隣接する生活排水施設について、周辺の土地所有者に確認を行ったところ、排水施設の機能に支障を及ぼす恐れはないとの事であった。また、当該施設の管理者である地元自治会長とも調整済みである。</p>
	・土地改良施設の毀損により土砂の流出、洪水等の災害を発生させるおそれがない。	○	
	・農業用排水施設等について、土砂等の流入による用排水停滞や汚濁水の流入等を発生させるおそれがない。	○	
	・必要に応じ施設の設置者・管理者等と調整している。	○	
6号	○土地改良事業等が実施されている場合、公告による工事完了日の年度の翌年度の初日から起算して8年を経過している。	○	当該地について、土地改良事業等は実施されていない。